

特殊貨物船舶運送規則

1. 案内情報

- ① 手続名 : 含水液状化物質運搬船の認定事項の変更の届出
- ② 手続根拠 : 特殊貨物船舶運送規則第27条
- ③ 手続対象者 : 船舶所有者
- ④ 提出時期 : 変更後すみやかに
- ⑤ 提出方法 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 船舶の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。
- ② 受付時間 : 提出先の地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 特殊貨物船舶運送規則
- ② 標準処理期間 : 検査終了後2日
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。